

国富町結婚活動支援事業費補助金交付要綱

国富町 企画政策課

(趣旨)

第1条 国富町は、宮崎県が設置する「みやぎ結婚サポートセンター」(以下「センター」という。)に登録し、結婚することに対して自ら意欲的に行動する独身者に対して、予算の範囲内において、補助金等の交付に関する規則(昭和43年国富町規則第1号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところにより補助金を交付するものとする。

(交付対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本町に住所を有し、居住している独身である者
- (2) センターへの会員登録が完了した者
- (3) 町税等の滞納がない者

(補助対象経費)

第3条 補助金の対象となる経費は、センターへの会員登録料とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、会員登録料から消費税を差し引いた額の2分の1とする。

(補助金の申請及び実績報告)

第5条 本事業による補助金交付の申請をしようとする者は、国富町結婚活動支援事業費補助金交付申請書兼実績報告書(別記様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、会員登録の日以後1年以内に町長に提出しなければならない。ただし、補助金の交付申請の回数は1回限りとする。

- (1) 会員登録料に係る領収書の写し又はそれに代わるものとして町長が認めたもの
- (2) 納税確認同意書(別記様式第2号)
- (3) 国富町結婚活動支援事業費補助金請求書(別記様式第5号)

(補助金の交付決定及び交付額の確定)

第6条 町長は、前条の申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、国富町結婚活動支援事業費補助金の交付決定及び交付確定通知書(別記様式第3号)又は国富町結婚活動支援事業費補助金交付申請却下通知書(別記様式第4号)により、補助金交付申請者に通知する。

(補助金の交付)

第7条 町長は、前条の規定により、補助金の交付を決定した者に対しては、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

(補助金の支払)

第8条 補助金は、精算払により交付する。

(補助金交付の取消し)

第9条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があったとき。
- (2) その他の不正な行為により補助金の交付を受けたとき。

(補助金の返還)

第10条 町長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しにかかる部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、その返還を命ずることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。